

# 新型コロナウイルス感染症に関わる学校運営等ガイドライン

令和3年5月24日

益田市教育委員会

## 1 はじめに

現在、新型コロナウイルス感染症は、従来株から変異株への置き換わりが急速に進みつつある。このような感染状況を踏まえ、学校においては感染症対策を一層徹底しつつ、学習活動を工夫しながら、可能な限り、学校行事や部活動等も含めた学校教育活動を継続し、子どもの健やかな学びを保障していくことが重要となる。

そこで、本ガイドラインを改訂することとした。

## 2 小中学校の臨時休業等についての基本的な考え方

学校及び地域の状況を踏まえ、保健所等と連携を図りながら決定するが、原則次のとおりとする。

### (1) 市内の小中学校の児童生徒又は教職員に感染者が確認された場合

- ・臨時休業の可否やその範囲（当該児童生徒又は教職員が所属する学校の全部または一部の臨時休業を行うか否か等）は、保健所の調査、学校医の助言等を踏まえ、首長部局と協議するとともに、対策本部会議での議論を経て教育委員会が決める。臨時休業の期間は概ね3日間とする。

### (2) 児童生徒または教職員本人が濃厚接触者に特定された場合

- ・当該児童生徒は出席停止とする。
- ・当該教職員は、特別休暇等で対応する。

### (3) 学校再開に向けて

- ・休業明けの心身のケア、未指導分の学習内容の指導時間については、各校において組織的に対応する。
- ・「誰もが感染者や濃厚接触者になりうる状況であること」を発達段階に応じて、正しく理解させ、偏見や差別を生まない環境づくりを徹底する。

### (4) 臨時休業等における配慮事項

- ・休業中も児童生徒の学びを確実に保障する。タブレット等の端末を持ち帰らせ、学習プリント等も取り入れながら、学びの継続を図る。

## 3 感染症対策の実際

### (1) 教育委員会の対応

- ・益田市内小中学校の児童生徒の定期的な状況確認
- ・衛生用品不足等に対する物的支援
- ・国、県との連携
- ・学校再開に向けた学校支援（臨時休業中等）

## (2) 学校の対応

### ①学校教育活動での留意点

#### ア)「3つの密」を避ける

- ・「密閉」空間にならないよう、こまめな換気をする。
- ・「密集」しないよう、人と人との距離を取る。
- ・「密接」した会話や発声は避ける。

#### イ) マスク着用をする

学校生活においては、原則マスク着用とする。ただし、気温・湿度や暑さ指数(WBGT)が高い日は、熱中症等の健康被害が発生する恐れがあるため、飛沫感染防止に努めつつマスクを外すこともある。

#### ウ) 衛生管理等の徹底

- ・手洗いの呼びかけ(午前中1回、給食前1回)
- ・換気の奨励(毎時間1回以上、休み時間毎)
- ・給食時の座席の工夫と飛沫感染を防ぐ給食の食べ方の指導

#### エ) 検温等のチェック表の確認、登校時の健康観察

- ・家庭での検温の未実施児童生徒について、登校直後に保健室等で確実に検温する。
- ・原則37℃以上の児童生徒にはお迎えを依頼する。

#### オ) 外部講師の招聘について

- ・感染状況を踏まえ、慎重に判断する。

#### カ) 差別や偏見の防止

- ・「誰もが感染者や濃厚接触者になりうる状況であること」を発達段階に応じて、正しく理解させ、偏見や差別を生まない環境づくりを徹底する。

#### キ) 感染対策徹底の工夫例

※学校規模や市内の感染状況等を踏まえ、各校で工夫を凝らし感染対策をより徹底する。

例)・全校の縦割り班活動を中止し、異なる学年の交流を制限する。

・体操服(又は私服)登校とし、着替え時の感染予防に努める。

・休み時間の学校図書館を、利用者の集中を避けるために学年ごとのローテーションとする。

## (3) 保護者への依頼

- ・毎日の検温等チェック表の記入と提出
- ・児童生徒の健康状態の確認と登校判断
- ・同居する家族内に濃厚接触者又は感染者が確認された場合の学校への連絡
- ・発熱した児童生徒のお迎えと医療機関での受診

#### 4 学校教育活動・行事等への対応について

##### (1) 修学旅行及び宿泊研修

- ・別途「宿泊研修・修学旅行ガイドライン」による。

##### (2) 運動会及び体育祭

- ・別途「小中学校の運動会（体育祭）に関するガイドライン」による。

##### (3) 入学式、始業式、修了式、卒業式等

- ・別途「小中学校の儀式的行事等の実施ガイドライン」による。

##### (4) 学習発表会、文化祭等

- ・別途「学習発表会・文化祭等のガイドライン」による。

##### (5) 校区外・市外での活動（遠足、社会科見学、実習）等

- ・「宿泊研修・修学旅行ガイドライン」に準ずる。但し、実施日の「50日前協議」は適用しない。
- ・活動場所や受け入れ先と感染予防について十分に協議し、対策を徹底する。

##### (6) 部活動や各種大会等

###### ①部活動について

- ・市外や県外への参加等については、感染状況を踏まえ慎重に判断するとともに、保護者の同意書等の提出を求めること（市内の事業所において、家族の県外への外出に対して社員の出勤に制限をかけることがあるため）。
- ・土日のうちどちらかは休日とするなど「益田市中学校に係る部活動活動の方針」を遵守すること。
- ・生徒及び教職員の体調管理には十分留意するとともに、体調不良者は参加をさせないこと。
- ・対外試合や練習試合等への参加については、開催要項等を十分確認するとともに、各競技団体等が示す感染リスク対策のガイドラインを遵守して実施・参加すること。
- ・参加者名簿を作成すること。
- ・三密の回避、ソーシャルディスタンスの確保、マスク着用や咳エチケット、手洗い、消毒等の基本的な感染予防対策を徹底すること。

###### ②各種大会について

- ・各種団体主催の大会や協議会、研究大会等の開催は主催者の判断とし、参加については学校長の判断とする。